

令和5年7月1日現在

富士川町マスコットキャラクター ゆずにゃんデザインマニュアル



富士川町

もくじ

1 はじめに	-1-
2 使用申請の流れ	-2-
①要領、マニュアルの確認	-2-
②申請書類の準備・提出	-2-
③審査・承認	-2-
④デザインの受け渡し	-3-
⑤サンプル品の提出	-3-
⑥記入例	-4-
3 注意事項	-5-
①キャラクター名の表記	-5-
②キャラクターコンセプト	-5-
③基本デザイン使用上の注意事項	-6-
④使用許可ができない場合	-7-

1 はじめに

富士川町マスコットキャラクターゆずにゃんは、要領に従った使用であれば、無料でご使用いただけます。

使用する際は、あらかじめ「富士川町マスコットキャラクターゆずにゃんデザイン使用許可申請書(様式第1号)」を富士川町へ提出し、事前に承認を受けることが必要になります。

ただし、次に掲げる項目に当てはまる場合は申請書の提出は必要ありません。

- (1) 町の関係機関が業務に使用するとき
- (2) 学校等が教育の目的で使用するとき
- (3) 報道機関が、町に関する報道又は広報の目的で使用するとき
- (4) そのほか、町長が使用について適当と認めたとき

※申請書を提出しない場合でも、デザインの使用には規定があります。規定を守った使用をお願いします。(5ページ以降に記載)

2 使用申請の流れ

① 要領、マニュアルの確認

「富士川町マスコットキャラクターゆずにゃんデザインマニュアル」をお読みください。

② 申請書類の準備・提出

使用する際のデザインについて関係書類の提出をお願いします。

【申請書類】

- ・富士川町マスコットキャラクター「ゆずにゃん」デザイン使用許可申請書(様式第1号)
- ・商品等のイメージ案
- ・会社または団体の概要書

※申請の段階、使用の許可後に内容を変更する場合、変更申請が必要になります。別途様式がありますので、そちらを提出してください。

③ 審査・承認

申請書類の提出を受け、使用目的等の内容に問題がなければ承認となります。

承認後は、申請者に富士川町マスコットキャラクター「ゆずにゃん」デザイン使用許可書をお渡します。

(書類の提出を受けて承認ができない場合は、富士川町マスコットキャラクター「ゆずにゃん」デザイン使用不許可通知書をお渡します。)

④ デザインの受け渡し

デザインデータは、原則 png 形式のものをメールでお渡しします。それ以外の提供方法をご希望の場合は、ご相談ください。

⑤ サンプル品の提出

完成品が出来上がりましたら、町に提出をお願いします。提出が難しいとのことであれば、写真でもかまいません。問題がなければ商品化を許可します。

— 提出先・お問い合わせ —

富士川町役場 産業振興課 商工観光担当

E-MAIL: sangyou@town.fujikawa.lg.jp

TEL: 0556-22-7202

〒400-0592 山梨県南巨摩郡富士川町天神中條1134

記入例

様式第1号（第4条関係）

令和 年 月 日

富士川町長 様

申請者 住 所 富士川町△△△△
氏 名 富士川 太郎
電話番号 〇〇-〇〇〇〇

富士川町マスコットキャラクターゆずにゃんデザイン使用許可申請書

富士川町マスコットキャラクター「ゆずにゃん」のデザインを使用したいので、富士川町マスコットキャラクター「ゆずにゃん」デザイン使用要領第4条第1項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

使用目的	タオルの作成
使用するデザイン	No. 1
使用方法 又は 製作方法	・自店での販売 ・イベント参加時のおまけとして配布
使用期間	令和 〇年 〇月 〇日 から 令和 〇年 〇月 〇日まで ※使用期間は、原則2年間です。
使用数 又は 製作数	自店販売分90本 おまけ10本
添付書類	タオルデザイン見本

3 注意事項

① キャラクター名の表記

ゆずにゃんのデザインを使用する場合、ゆずにゃんのイラストと一緒に、「富士川町魅力PR担当ゆずにゃん」または「富士川町ゆずにゃん」と必ず表記してください。ただし、スペースや、デザイン等の関係により、明記が困難な場合は、「©2020 富士川町」と明記をしてください。

② キャラクターコンセプト



お誕生日は3月8日で、

人懐っこくてさみしがり屋・マイペースです。

好きな食べ物は、棚田米のおにぎり・郷土料理の「みみ」・

穂積のゆず製品です。

好きな花は、さくらで、趣味は温泉めぐりです。

※ 原則として、キャラクターの色の変更はしないでください。

③ 基本デザイン使用上の注意事項

使用にあたっては、基本デザインから大きく外れたデザイン変更及び下記の事項を原則禁止とします。

(1) たて・よこの比率を変えて使用すること



縦に長い



横に長い

(2) 一部を省略したり、改変したりして使用すること



ひげの本数の改変



パーツの変更

(3) 文字や図形を上に重ねて使用すること



図形を重ねて使用



文字を重ねて使用

④ 使用許可ができない場合

次に該当する場合は、許可ができません。

- (1) 不当な利益を得るために利用し、又は利用するおそれがあるとき。
- (2) 町の信用及び品位を傷つけるおそれのあるとき。
- (3) ゆずにゃんのイメージを損なうおそれのあるとき。
- (4) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (5) 宗教活動又は政治活動を目的として使用されるおそれのあるとき。
- (6) 「富士川町マスコットキャラクターゆずにゃんデザインマニュアル」に従っていないおそれのあるとき。
- (7) その他町長が不適當であると認めるとき。

上記に該当する場合は、申請があっても許可をすることができませんので、ご注意ください。

— ご質問やご相談等ございましたら、

富士川町役場 産振興課 商工観光担当 までご連絡をお願いします。 —